商法予備令７－１８　肢オ

第１．肢の結論

誤っている

第２．募集株式の発行により，総株主の議決権の２分の１を超える議決権を有する引受人がいる場合の取扱い

１．問題の所在

会社法上の公開会社が募集株式を発行する（２０１条)。もっとも，当該募集株式発行により，公開会社の総株主の議決権の２分の１を超える議決権を有する引受人がいる。このような場合，取締役が株主に対して，氏名又は名称を通知することが必要か。特に，事業の継続のために緊急の必要があるときまで，氏名又は名称を通知することが必要か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

事業の継続のため緊急の必要があるときであっても，取締役は，株主に対して，当該引受人の氏名又は名称を通知する（２０６条の２ 第１項)。

よって，肢は通知を要しないとする点で誤っている。

（２）理由

まず，前提として，募集株式発行により公開会社の総株主の議決権の２分の１を超える議決権を有する引受人がいるがいる場合（氏名，名称）を通知する必要がある。

理由は以下の通りである。確かに，公開会社の場合，氏名名称までは通知（２０１条３項）しなくてもよい。一定の通知があれば，株主保護に十分だからである。したがって，本件のような場合であっても，氏名名称までの通知はいらないとも思える。しかし，不当である。議決権の２分１以上の引受人が出る場合，他の株主の議決権が結果に反映しなくなる恐れが出てくる。議決権の効果が満足に得られないことは個々の株主にとって，重要である。そこで，法は，２分の１を超える議決権を有する引受人がでる場合，氏名名称の通知を要した（２０６条の２ 第１項)。

もっとも，本件の場合，事業の継続のために緊急の必要があるときである。迅速に行う必要がある。そこで，通知そのものを省略できるかという問題がでるが，省略できない。

理由は，以下の通りである。緊急の必要性があったとしても，株主の議決権が結果に反映されなくなる危険が生じることは，株主にとって重要である。株主を保護するため通知をする必要がある。一方で，株主が差止めなどすると，会社も困ってしまう。そこで，例外的に，反対株主が１０分の１以上出た場合に行うべき総会決議を省略できる（２０６条の２４項ただし書)。このように，通知をさせても，別の方法で迅速性を図ることできる。

よって，緊急の必要性のみでは通知手続は省略できない（２０６条の２ 第３項適用外）となる。

以上